

第 7 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年 6月26日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、平成17年度まで名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）の管理及び運営の業務を委託されていた特定非営利活動法人ウィン女性企画（以下「ウィン女性企画」という。）の関係者が、新たな特定非営利活動法人参画プラネット（以下「参画プラネット」という。）を設立し、当該法人が平成18年度からセンターの指定管理者となっていることについての経緯がわかる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 7月 6日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 打合せ等のメモを含めて文書の不存在は認めがたい。本来なら平成17年度までセンターの管理及び運営の業務を受託したウィン女性企画が指定管理者に応募するのが自然である。
 - (2) 平成18年度からの指定管理者制度の導入を検討した時期と行政指導の時

期が重なり、実施機関の職員と法人理事との非公式協議は推認可と取れる。

- (3) センターの指定管理者である参画プラネットの設立経緯の中で、実施機関の職員に対して相談なりしているはずである。相談を受けていても、結局微妙な問題になれば聞かなかったことにするか、その相談を受けた実施機関の職員が上司との打合せをやっても文書を起こして作る必要はないということにしているのではないか。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、平成18年 4月からセンターの指定管理者となった参画プラネットの設立には関与しておらず、実施機関には参画プラネットの設立に関する文書は存在しない。
- 2 センターの指定管理者は公募しており、実施機関には、参画プラネットが提出した名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者指定申請書以外の文書は存在しない。
- 3 指定管理者に応募する者は、実施機関の職員に対して相談する必要はなく、仮に相談があれば応じることになるが、今回については特段事前の相談はなかった。

第 5 審査会の判断

- 1 争点
本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。
- 2 本件異議申立ての対象となる行政文書について
 - (1) 異議申立人が請求している行政文書は、平成17年度までセンターの管理及び運営の業務を委託されていたウィン女性企画の関係者が、参画プラネットを設立して平成18年度から指定管理者となっていることの経緯がわかる文書である。
 - (2) 当審査会の調査によると、センターの指定管理者の選定に関し、次の事実が認められる。
 - ア センターは、名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成15年名古屋市条例第38号）に基づいて平成15年 6月に開館し、その管理及び運営

は、ウィン女性企画に委託された。

イ 平成15年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、指定管理者制度が導入され、平成17年度にセンターの指定管理者を公募したところ、参画プラネットを含む 3団体の応募があり、外部委員を含む選定委員会で参画プラネットを指定管理者に選定した。その後、平成18年 4月、参画プラネットを指定管理者としてセンターの管理を行わせた。

ウ 実施機関は、参画プラネットの設立に関与しておらず、参画プラネットが指定管理者の公募の際に提出した書類によって、ウィン女性企画の関係者が参画プラネットの役員となっていることを知ったものである。また、センターの指定管理者は公募によって決定するものであり、指定管理者に応募する者が、法人の設立に際して市の職員に対して相談する必要はなく、参画プラネットからの相談もなかった。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 7月27日	諮問書の受理
8月 1日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月22日	実施機関の弁明意見書を受理
8月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月 8日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成19年 5月22日 (第78回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
6月12日 (第79回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月10日 (第80回審査会)	調査審議

平成21年 6月16日 (第 102回審査会)	調査審議
7月 2日	答申